

令和 7 年第 2 回久万高原町議会定例会

令和 7 年 3 月 5 日

○議事日程

令和 7 年 3 月 5 日 午前 9 時 3 1 分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 6 号）の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を求める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定 |

について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第13 | 議案第15号 | 久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第18 | 議案第20号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第19 | 議案第21号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第20 | 議案第22号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第23号 | 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第24号 | 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第23 | 議案第25号 | 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第24 | 議案第26号 | 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第25 | 議案第27号 | 令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第28号 | 令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
（第1号） |
| 日程第27 | 議案第29号 | 令和7年度久万高原町一般会計予算 |

- 日程第28 議案第30号 令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第30 議案第32号 令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第33号 令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 令和7年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第34 議案第36号 令和7年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第35 議案第37号 令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第36 議案第38号 令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第37 議案第39号 令和7年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第38 議案第40号 久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第41号 久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について
- 日程第40 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者

町	長	河 野 忠 康	副 町 長	佐 藤 理 昭
教 育	長	住 野 秀 志	総 務 課 長	西 村 哲 也
住 民 課	長	菅 和 幸	保 健 福 祉 課 長	中 川 茂 俊
建 設 課	長	猪 上 浩 明	林 業 戦 略 課 長	小 野 哲 也
まちづくり戦略課長		高 木 勉	農 業 戦 略 課 長	西 森 建 次
会 計 管 理 者		藤 岡 和 雄	病院事業等統括事務長	沖 中 敬 史
教育委員会事務局長		大 西 洋 三	消 防 本 部 消 防 長	大 野 秋 義
代 表 監 査 委 員		菅 洋 志		

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は 13 名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前 9 時 31 分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1、報告第 1 号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。 専決処分の報告を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき報告
議 長	報告が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第 1 号を終わります。
議 長	日程第 2、議案第 4 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 6 号）の専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

今回の補正予算ですけれども、思わぬ大雪のために、除雪ということで補正予算をかけられていることと思います。

除雪に関しては、ある程度の、一定の規則があって、何センチ積もったら、優先順位も多分、どこの道からというのがあると思うんですけれども。

地区の中には、大型の除雪機械ではなくて、皆さんが住んでいる町の中で、町道でありながら生活道になっている、言ったら細い道が、車は通れるんですけども、細い道というのがたくさんあると思います。

ここは、除雪機械は当然入れないんですけれども、例えば融雪剤をまいていたら、皆さんが歩きやすいとか、そういったことをよく聞くんですけれども、今回の雪の中で、そういった生活道の、融雪剤をまくというのが、なかなか見られなかったよというような町民の声を聞きました。

生活道に対して、町が直営で、例えば融雪剤をまくであったりとか、そういった対応は現在なされているのか、お伺いいたします。

議 長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

大原議員の質疑にお答えいたします。

現在のところは生活道であって、町道で管理しておりますが、いわゆる交通量の多いところというところを中心でやっております。

具体的に言いますと、斎場、それから町立病院の前等もやっております。

大原議員の質疑の中にありました狭い道というところは、基本的には、自治

会のほうから融雪剤を取りに来ていただいてという形で対応しているのが現状でございます。

議 長 （大原貴明議員を指名）

大原議員 昨日の一般質問でもありましたけれども、自治会が、やっぱり高齢の世帯が多くなって、なかなか融雪剤を頂いても、自分たちでまけないというようなところも、結構今、増えてきているのではないかと思います。

小さな軽の車両で融雪剤をまくような車両も、持っているように認識しているんですけれども、今後、こういうところだったら、なかなか自分たちでまけないという所も、自治会に出てきていると思いますので、その辺、対応していただくような検討を加えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （猪上建設課長を指名）

猪上課長 大原議員の質疑にお答えします。

確かに議員の言われますとおり、なかなか自分ではまけないという方も、当然おられると思います。

現時点では、近くの人にもお手伝いをいただきながらやっていただくということで、お願いをしているところですが、高齢化の中で、今後については、また理事者とも協議をしていくようにしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 前回の豪雪のときに、除雪が1週間から10日かかったというようなことで、建設業者の皆さんに対して、10社だったと思いますが、実際には6社、1,500万のタイヤショベルの半分、750万の補助金を出したと思います。

その業者の1時間当たりの除雪費用、これは幾らなんですか、お聞きをしたいと思います。

議 長 （猪上建設課長を指名）

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

1時間当たりの除雪の費用は、5万円となっております。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 そのことについては了解しました。

そのときも、地域の除雪は地域の皆さんがそれぞれに、タイヤショベルであったり、いろいろ機械を持っておいで、町が行う除雪が間に合わない。

私のところにも、何人かの高齢者の方が、もう3日も4日も表に出れないんじゃないけど、誰かおりませんかというようなことで、そのときには、2名ないし3名の若い人に頼んで、何軒かの除雪をしていただきました。

ですが、地域の町道、ここら辺りは機械を使わないと除雪はできないと思うんですね。そのときの建設課の対応は、何か契約してないとか、保険の問題とかというような問題を言われました。その後、地域の方に除雪をしていただくための検討はされたんでしょうか。

議 長 （猪上建設課長を指名）

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

要綱のほうを制定いたしまして、地域の方で重機等持っておられる方が除雪をしていただいたときに、燃料代ぐらいにしかありませんけれども、そういう方法は取り決めをさせていただいております。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 最近、その辺の話がちょっとありまして、その辺はどうなってんやろかと。
やっぱり地域の人にやってもらわないと間に合わないというようなことで、き
っちりそういうことが周知徹底されておるのであれば安心するのですが、それ
はもう、周知徹底されておるということでええですね。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。
広報のほうでも周知もしておりますし、ただ一応、今回、その交付要綱とい
うか、使う場合は、事前に町のほうに連絡をしていただきたいということで、
そのときに御説明をさせていただくようにしております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４号「令和６年久万高原町一般会計補正予算（専決第６号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第３、議案第５号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （中川保健福祉課長を指名）
中川課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第５号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 （なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第４、議案第６号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長	日程第 5、議案第 7 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 7 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 6、議案第 8 号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

		(西村総務課長を指名)
西村課長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 8 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 8 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長		日程第 7、議案第 9 号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長		議案に基づき説明

議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （森 博議員を指名）
森 議員	今回の条例改正は、柳谷と美川の支所に乗り入れるということで、利便性の向上につながり、特に柳谷支所は、進入路がかなりの勾配となっており、支所利用者、特に足の悪い方にとっては助かり、福祉面からもよい改正だと思います。 久万落出線につきましては、久万高原駅やまなみから、新国道経由で巡行しておりますが、先ほどの利便性向上、高齢者や足の悪い方などの交通弱者の福祉政策の面からも、旧道経由で停留所を設置しての運行も、今後検討することを提案したいと思います。 理事者のお考えをお聞きしたいと思います。
議 長	（西村総務課長を指名）
西村課長	森議員の質疑にお答えします。 久万落出線につきましては、現在、国道を走っておりますが、議員御提案の件につきましては、旧道については、民間路線バスが旧道を運行している状況でございます。 他の事業者との協議も必要となりますので、今後、検討をしてみたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	（森 博議員を指名）
森 議員	伊予鉄南予バスとの協議も必要かとは思いますが、そんなに路線を替えたからといって、時間的にもそれほどは違いが出るとは思いませんし、旧道を経由

することで、町立病院のほうにも近くなったり、途中には、久万小学校、上浮穴高校等の学校もございます。

そういったところで、路線変更により、かなり利便性が向上されると思いますので、さらなる御検討をよろしくお願いいたします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

先ほども申し上げましたが、他の民間事業者等の協議がございますので、一概にこの場で即決定というわけではございませんが、研究、調査しながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今回の柳谷、美川支所追加ということで、距離的には僅かではございます。ただ、今、森議員からも、利便性を考えた、幅のある対応をという意味だと思えますが、あまり歯切れのよくない答弁でございましたけれども。

今回のこの2か所、支所を経由するという、追加する案について、アンケートを実施して、そういった中で多くの要望があったということを踏まえて、こういうふうに変更されたのか、それもお聞きしたいと思いますし、併せて利用者の想定人数についてもお聞きをしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、アンケートの関係でございますが、令和5年度に公共交通計画作成時にアンケートを実施しております。その際に、利用者の要望等もございますし、

アンケート以外にも、住民からの要望等もございまして、今回、新たに支所までの乗り入れを決めたところでございます。

当然、足の不自由な高齢者も多いというところで、支所機能を有効に活用する上で、必要というふうに考えて、バス停を新設いたしました。

バスの利用者の見込みというところでございますが、年々、利用人数は減っております。令和5年度で、久万落出線で1万600人程度、古味岩川線では2,000人程度の利用人数になっております。

令和6年度も、ほぼ同様の数字となりますし、今後については、少し数字が下がるかなというふうには考えておりますが、住民の利便性向上のためには、維持していかない路線というふうに考えておりますので、住民の意見も取り入れながら、運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 都度都度、住民の利便性という言葉が口にされるのですが、この公共交通計画につきましては、計画は立てているが、遅々として進まないという現状の中です。

アンケートとかいうものを取られているケースのお話がありましたけれども、例えば要望にしてもアンケートにしても、どの程度の要望、アンケートの数字があれば採択するのか、その基準について教えてください。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

明確な基準というのは持っておりませんが、その都度、その都度の状況によつての判断になるかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 ほかの案件でも、基準がないのに予算を計上したりとか、いろんなことが、最近、見られるわけですがけれども、やはり多くの方が足に困っているこの公共交通に関しての町の事業については、各関係事業者との協議も必要ですが、時間もずれておれば、当然、そこは人がいると利便性の要求度が高いところを問うのが、行政がやる仕事だと、私は思っております。

ですから、口だけではなく、実行をしていただきたい。そして、基準をつくるべきと考えますが、副町長、この件についてお答えをいただきたいと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

やはり、住民の皆さんの要望は、いろんな形で出てまいります。直接、担当者のほうへ要望が上がったり、あるいは地域で上がったりというところですが、一つ一つ、担当者としてはその内容をしっかり受けとめて、検討していく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、基準、いろんな住民サービスを行っていますので、その基準、いろんな分野にわたってくるとは思うのですが、岡部議員が言われるところの公共交通の基準につきましては、やはり全てが全てカバーし切れないという状況も生まれてくると思いますので、そういう意味では、やはり住民の方できるだけ分かりやすい、基準と言えるかどうか、あるいは考え方、そういったところは今後進めていく上で必要だというふうに思います。

やはり町内のバス事業者、それからタクシー事業者、いろんな民間の方もいらっしゃると思いますので、企業の協力もいただきながら、そういったところも含めて考えていきたいというふうに思います。

議 長 ほかにありませんか。

（高橋末廣議員を指名）

高橋末廣 3 番目に、停留所の追加に伴い運賃の設定というのが出ておりますが、運
議 員 賃、この際、大きく値上がりするようなことがないように、最小限にとどめて
いただきまように指導していただきたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 高橋議員の質疑にお答えします。

今回の運賃設定につきましては、例えば美川支所ですと、久万から行きます
と御三戸が、停留所が一番近くございますが、美川支所の運賃につきましては、
御三戸と同じ設定にしております。

柳谷支所につきましても、久万から行きますと、柳谷、最終が落出という形
になっております。運賃は落出の運賃を設定しておりますので、御理解いただ
けたらというふうに思います。

以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 9 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたい
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定
しました。

議 長 日程第 8、議案第 10 号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の改正内容におきまして、勤務時間外勤務を免除する職員の要件変更、及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化内容、こういったものが明記をされていると認識しております。

合わせまして、子の看護休暇の対象年齢や、取得理由が拡大をされているはずと認識していますが、今回の法改正の施行日予定が 4 月 1 日等と、10 月 1 日予定に分かれていると思いますけれども、この拡充内容と実施時期について、簡単で構いませんので、概要について御説明をいただきたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正により、条例改正を行うものでございます。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、職員か

ら請求により、時間外勤務を免除する要件を、３歳に満たない子のある職員としてたのを、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員というふうに改正を行います。

また、介護離職防止のための仕事と、介護の両立支援制度の強化のために、介護に直面した旨の申出をした職員に対し、介護休業、介護両立支援制度等の個別周知と、意向確認を行うことや、４０歳ごろの早い段階で介護休暇、介護両立支援制度等に関する情報を提供することを義務化するものでございます。

ここの部分につきましては、施行日が４月１日からというふうになっております。

法律改正において、１０月１日施行に係るものにつきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置拡充の部分でございます。

先ほど岡部議員が言われた、３歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務づけたものでございます。

子の看護休暇につきましては、本町の場合、規則で定めがございます。取得要件の改正等につきましては、この条例改正後に規則を改正を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長から説明いただきましたけれども、１０月１日の改正に含まれるかどうか分かりませんが、今後は改正によって、感染症に伴う学級閉鎖や、入学、卒園式、こういったものが理由であっても、看護休暇が取得をできるというふうに認識しておりますが、この認識でよろしいのでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の法律改正によりまして、取得事由の拡大が、議員おっしゃられるとおりなされております。感染症に伴う学級閉鎖、入園、入学などの学校行事でも取得が可能ということとなります。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 今回、育児休業、介護休業ということで、育児休業については、どういった方が対象になるか、すぐに理解できるんですけども、この議案概要書の中でも、家族の介護というふうに書かれております。

介護というのは、いろんなパターンが考えられるわけで、家族と言っても、同居、別居、あるいは親兄弟だけではなくて、例えばおじさん、おばさんであったりとか、さらにちょっと離れたところ、様々なパターンが考えられると思うんですけども、今、町がこの条例の中で規定している家族の介護というのは、どのような範囲まで考えられているのか、その辺、しっかりとした考えがあるのか。もしくは、弾力的にそこは今後、運用ができるようになるのか、その辺り詳しく御説明いただいたらと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

今回の法律改正において、家族の定義っていうのがまだ明確化されていないところもございますが、総務課としましては弾力的な運用も心掛けていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員　　もう１点ですが、介護両立支援制度なんですけれども、介護休業だったり、介護休暇、それから時間外労働の制限、また短時間勤務の措置、こういったところが監督官庁の概要のほうで書かれているのですけれども、うちの町の休業関係に関する条例を見ると、介護休業であつたり、時間外労働の制限というのは、確かに読み取れるんですけれども、短時間勤務に関する措置というのが、私はちょっと能力不足なのかもしれないんですけれども、読み取れないんですけれども、この辺り、短く時短勤務ができるような制度、介護に直面したときに、時短勤務ができるような制度は、今、町の中で、条例の中でうたわれているのか、お伺いいたします。

議　　長　　（西村総務課長を指名）

西村課長　　大原議員の質疑にお答えします。

町の休暇の中に、特別休暇というものがございます。そちらに時間短縮というか、時間を短く勤務するという部分のうたいがございますので、そちらで読み取りが可能というふうに考えております。

以上でございます。

議　　長　　質疑ありませんか。

（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第１０号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　　長　　異議なしと認めます。

		したがって、議案第１０号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	日程第９、議案第１１号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （西村総務課長を指名）
西村課長		議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第１１号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第１１号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	日程第１０、議案第１２号「久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

	提案理由の説明を求めます。
	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第１２号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第１２号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第１１、議案第１３号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(小野林業戦略課長を指名)
小野課長	議案に基づき説明

議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第１３号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第１３号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第１２、議案第１４号「久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （高木まちづくり戦略課長を指名）
高木課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 1 4 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 1 4 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	日程第 1 3、議案第 1 5 号「久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
		(大西教育委員会事務局長を指名)
大西局長		議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 1 5 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第 14、議案第 16 号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 16 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 16 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 ここでしばらく休憩いたします。 (午前 10 時 31 分)
10 時 40 分まで、休憩します。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を行います。 (午前 10 時 40 分)

議 長 日程第 15、議案第 17 号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今の説明の中で、し尿処理施設の廃止ということが原因で、技術管理者の資格も削除という説明でございましたけれども、し尿処理施設の廃止に合わせて、し尿等の中継施設、これを運用するということになっておりますが、いろいろ安全対策をやっておろうと思いますけれども、中に入っているもののことを考

えれば、地震等々の災害もありますけれども、技術管理者の存在がなくても大丈夫かなと心配をいたしますが、その点についてお聞きをします。

議 長 （菅住民課長を指名）

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、環境衛生センターでは、ごみにつきましては、ストックヤードにて分別をし、松山南クリーンセンターへ搬出をしております。また、し尿等につきましては、中継施設において前処理のみ行い、松山エコセンターへ搬出をしております。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条には、一般廃棄物処理施設、または産業廃棄物処理施設には、維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないとしております。

しかしながら、環境衛生センターの施設につきましては、いずれも焼却や放水を行うことをしておらず、処理施設に当たらないので、技術者を置く必要はないということになります。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 法的にはそういうことでしょうけれども、実質、先ほども申し上げましたけれども、安全対策を考慮した中継施設とはお聞きをしておりますけれども、通常の維持管理、安全点検をはじめ、地震や災害時における対応などを考えると、専門的な対応が、その時々、求められると、当然のことながら考えます。

そういったところを、臨時の職員とか、会計年度職員に、まさかのときの対応を任せるとするのはあまりにも無責任ではありませんか。

そういったところを、やはり常時ではなくても、定期的な点検管理の中で、専門の方をお願いして、異常がないかぐらいは、当然すべきじゃありませんか。

議 長 （菅住民課長を指名）

菅 課長

岡部議員の質疑にお答えします。

し尿等中継施設におきましては、貯留槽等が破損しても、地下コンクリートに覆われており、外部に漏れることはありません。その後、処理対応につきましては、関係業者に依頼し、早急に対応してもらうこととしております。

しかしながら、万が一に備えては、今後、定期的に点検をするなど、非常時に起こり得るであろうリスクを回避するためにも、対応していきたいと考えております。

また、議員が言われますように、緊急時には迅速に対応するためにも、職員配置体制につきましては、今後検討していくことも必要になると考えております。

以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 17 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第 16、議案第 18 号「久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

	提案理由の説明を求めます。
	(西森農業戦略課長を指名)
西森課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第１８号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第１８号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第１７、議案第１９号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(猪上建設課長を指名)
猪上課長	議案に基づき説明

議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 19 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 19 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 18、議案第 20 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明 (1 款 1 項 目) (2 款 1 項 目) (2 款 2 項 目) (2 款 3 項 目)

(2 款 4 項 目)
(2 款 5 項 目)
(3 款 1 項 目)
(3 款 2 項 目)
(4 款 1 項 目)
(4 款 2 項 目)
(6 款 1 項 目)
(6 款 2 項 目)
(7 款 1 項 目)
(8 款 2 項 目)
(8 款 3 項 目)
(8 款 5 項 目)
(9 款 1 項 目)
(1 0 款 1 項 目)
(1 0 款 2 項 目)
(1 0 款 3 項 目)
(1 0 款 4 項 目)
(1 0 款 5 項 目)
(1 0 款 6 項 目)
(1 1 款 1 項 目)
(1 1 款 2 項 目)
(1 2 款 1 項 目)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第２０号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第１９、議案第２１号「令和６年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第２１号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 21 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 20、議案第 22 号「令和 6 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （沖中病院事業等統括事務長を指名）
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 22 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 22 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長	日程第 2 1、議案第 2 3 号「令和 6 年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （菅住民課長を指名）
菅 課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 2 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 2 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第 2 2、議案第 2 4 号「令和 6 年度久万高原町介護保険事業特別会計補 正予算（第 3 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第２４号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２４号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第２３、議案第２５号「令和６年度久万高原町訪問看護事業特別会計補
正予算（第３号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

		質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第２５号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第２５号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議	長	日程第２４、議案第２６号「令和６年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補 正予算（第３号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (小野林業戦略課長を指名)
小野課長		議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第２６号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第２５、議案第２７号「令和６年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第２号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第２７号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第２７号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第２６、議案第２８号「令和６年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （沖中病院事業等統括事務長を指名）
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第２８号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第２８号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長	日程第 2 7、議案第 2 9 号「令和 7 年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案第 2 9 号「令和 7 年度高原町一般会計予算」 令和 7 年度久万高原町の一般会計の予算は次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 2 億 7, 9 1 0 万 1, 0 0 0 円と定める。 第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。 第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。 第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 1 0 億円と定める。 第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。 令和 7 年 3 月 4 日提出 久万高原町長。 1 ページを御覧ください。 第 1 表歳入歳出予算。 歳入。 1 款 1 項町民税、2 億 7, 0 4 8 万円。2 項固定資産税、5 億 1, 9 3 1 万円。3 項軽自動車税、3, 8 0 5 万 6, 0 0 0 円。4 項町たばこ税、4, 3 2 0 万円。5 項入湯税、4 5 万円。 2 款 1 項地方揮発油譲与税、1, 9 0 0 万円。2 項自動車重量譲与税、5, 9 0 0 万円。3 項森林環境譲与税、2 億 9, 3 7 6 万円。

3 款 1 項利子割交付金、3 0 万円。

4 款 1 項配当割交付金、3 0 0 万円。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、2 5 0 万円。

6 款 1 項法人事業税交付金、1, 0 0 0 万円。

7 款 1 項地方消費税交付金、1 億 7, 5 0 0 万円。

2 ページです。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、1, 5 0 0 万円。

9 款 1 項環境性能割交付金、7 0 0 万円。

1 0 款 1 項地方特例交付金、1 8 0 万円。

1 1 款 1 項地方交付税、4 6 億円。

1 2 款 1 項交通安全対策特別交付金、1 0 0 万円。

1 3 款 1 項分担金、6 8 7 万 5, 0 0 0 円。2 項負担金、3, 0 0 3 万 9, 0 0 0 円。

1 4 款 1 項使用料、1 億 1, 9 1 6 万円。2 項手数料、3, 6 6 2 万 5, 0 0 0 円。

1 5 款 1 項国庫負担金、3 億 3, 2 2 7 万 1, 0 0 0 円。2 項国庫補助金、4 億 5, 4 9 9 万 1, 0 0 0 円。3 項委託金、1 9 0 万 4, 0 0 0 円。

3 ページです。

1 6 款 1 項県負担金、2 億 1, 2 0 1 万 9, 0 0 0 円。2 項県補助金、2 億 9, 4 5 2 万 2, 0 0 0 円。3 項委託金。4, 0 6 0 万 2, 0 0 0 円。

1 7 款 1 項財産運用収入、2, 4 4 3 万 8, 0 0 0 円。2 項財産売払収入、8 5 4 万 7, 0 0 0 円。

1 8 款 1 項寄附金、7, 4 0 0 万円。

1 9 款 1 項基金繰入金、8 億 6, 7 3 1 万 7, 0 0 0 円。

2 0 款 1 項繰越金、1 億円。

2 1 款 1 項延滞金加算及び過料、6 万 2, 0 0 0 円。2 項町預金利子、2 8 万円。3 項貸付金元利収入、2, 1 0 0 万 9, 0 0 0 円。4 項雑入、1 億 2, 4 5 1 万 2, 0 0 0 円。5 項受託収入、7 6 7 万 2, 0 0 0 万円。

4 ページです。

2 2 款 1 項町債、4 億 6, 3 4 0 万円。

歳入合計、92億7,910万1,000円。

続いて5ページ、歳出です。

1款1項議会費、7,930万4,000円。

2款1項総務管理費、14億9,655万5,000円。2項徴税費、7,853万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、5,382万2,000円。4項選挙費、4,294万6,000円。5項統計調査費、940万8,000円。6項監査委員費、125万5,000円。

3款1項社会福祉費、16億5,390万2,000円。2項児童福祉費、3億873万5,000円。3項災害救助費、24万円。

4款1項保健衛生費、7億4,693万1,000円。2項清掃費、2億6,984万7,000円。

6款1項農業費、5億249万7,000円。2項林業費、5億8,329万7,000円。

6ページです。

7款1項商工費、2億8,762万1,000円。

8款1項土木管理費、6,496万5,000円。2項道路橋梁費、3億7,987万2,000円。3項河川費、818万円。4項都市計画費、1億1,518万2,000円。5項住宅費、8,869万3,000円。

9款1項消防費、4億5,912万5,000円。

10款1項教育総務費、2億1,150万1,000円。2項小学校費、1億7,634万1,000円。3項中学校費、9,567万7,000円。4項幼稚園費、1億4,611万8,000円。5項社会教育費、1億6,400万1,000円。6項保健体育費、2億1,819万9,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、550万円。2項公共土木施設災害復旧費、100万円。

7ページです。

12款1項公債費、10億1,985万4,000円。

14款1項予備費、1,000万円。

歳出合計、92億7,910万1,000円。

8ページを御覧ください。

第2表地方債。起債の目的、1、過疎対策事業債限度額、2億9,590万円。2、辺地対策事業債、1億820万円。3、公営住宅事業債、3,240万円。4、緊急防災減災事業債、210万円、5、緊急自然災害防止対策事業債、2,480万円、合計、4億6,340万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、表のとおりです。

続いて、予算の主な内容について、説明をいたします。

議案概要書の25ページをお開きください。

事業費の大きなもののみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

まず、歳出予算です。

1款1項1目議会費、7,930万4,000円。

2款1項1目一般管理費、6億1,812万5,000円。

26ページです。

2款1項2目文書広報費、489万6,000円。

2款1項3目財政管理費、3,750万1,000円で、財政調整基金の積立として、1,100万円など。

2款1項4目会計管理費、299万4,000円。

2款1項5目財産管理費、6,663万6,000円。

2款1項6目企画費、4,345万7,000円です。

27ページをお願いいたします。

2款1項7目面河支所費、175万1,000円。

2款1項8目美川支所費、307万3,000円。

2款1項9目柳谷支所費、220万3,000円。

2款1項10目自治振興費、1億3,317万8,000円。

29ページです。

2款1項11目電算処理費、2億3,073万9,000円で、主なものは、総合行政システム開発改修業務委託料、1億4,369万5,000円。総合行政システムクラウドサービス利用料、1,590万円。総合クラウドサービス利用料、5,013万円などです。

2款1項12目交通安全対策費、973万2,000円。

2款1項13目防犯対策費、967万円。

29ページです。

2款1項14目生活路線バス費、6,374万4,000円で、主なものは、久万落出線運行業務委託料、1,927万5,000円。伊予鉄南予バス運行補助金、1,940万円などです。

2款1項15目会館費、3,428万6,000円。

2款1項16目情報通信費、9,841万5,000円で、主なものは、情報システムサーバーネットワーク器機保守管理委託料、3,442万円。STNetクラウドサービス利用料、1,374万2,000円。情報系PC購入費、1,350万円などです。

2款1項17目美術館費、4,121万9,000円。

30ページです。

2款1項18目山岳博物館費、3,624万5,000円。

2款1項19目天体観測館費、1,376万7,000円。

2款1項20目定住促進費、4,451万2,000円で、移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、2,140万円などです。

2款1項21目諸費、38万5,000円。

2款2項1目税務総務費、5,263万6,000円。

31ページです。

2款2項2目賦課徴収費、2,589万7,000円。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、5,382万2,000円。

2款4項1目選挙管理委員会費、40万4,000円。

2款4項2目選挙啓発費、4万7,000円。

2款4項3目町議会議員選挙費、2,381万8,000円。4目参議院議員選挙費、1,867万7,000円。

32ページをお願いします。

2款5項1目統計調査費、940万8,000円。

2款6項1目監査委員費、125万5,000円。

3款1項1目社会福祉総務費、3億3,285万3,000円で、社会福祉協議会の事務局や、専門員に要する費用に対する補助金9,606万5,00

0円などです。

3款1項2目高齢者福祉費、7億2,852万3,000円で、後期高齢者医療給付費、1億8,514万2,000円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8,379万9,000円。

33ページをお願いします。

おもご高齢者生活支援ハウス指定管理料、1,047万1,000円。老人保護措置費負担金、3,423万6,000円。高齢者移動支援事業交通利用券、1,920万4,000円などです。

3款1項3目障害者福祉費、4億652万4,000円で、障害者自立支援医療費、1,618万円。重度心身障害者医療費助成金、4,560万円。障害福祉サービス費、3億398万4,000円などです。

34ページです。

3款1項4目国民年金費、10万7,000円。

3款1項5目隣保館費、1,104万2,000円。

3款1項6目人権啓発費、210万6,000円。

3款1項7目ささゆり荘総務費、1億7,274万7,000円。

3款2項1目児童福祉総務費、3,629万1,000円で、子ども医療費、1,200万円などです。

35ページです。

3款2項2目児童措置費、9,937万8,000円。児童手当費、9,918万円など。

3款2項3目母子父子福祉費、464万5,000円。

3款2項4目児童福祉施設費、1億6,842万1,000円で、地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,480万2,000円。教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3,845万6,000円などです。

3款3項1目災害救助費、24万円。

4款1項1目保健衛生総務費、5億4,163万1,000円で、柳谷診療所診療業務補償負担金、1,500万円などです。

36ページです。

簡易水道事業会計繰出金、2億6,663万5,000円。

下水道事業会計繰出金（浄化槽事業分）として、３，６３６万３，０００円。
病院事業会計繰出金、１億８，８６４万３，０００円など。

４款１項２目予防費、４，６８２万４，０００円で、乳幼児・児童予防接種
業務委託料、１，０２７万５，０００円。新型コロナワクチン接種業務（法廷
分）に係る委託料、１，８５４万円などです。

４款１項３目環境衛生費、５，９９９万１，０００円。

３７ページです。

４款１項４目保健事業費、９，５４３万６，０００円で、住民健診業務委託
料、１，５２６万５，０００円など。

４款１項５目保健センター運営管理費、３０４万９，０００円。

４款２項１目清掃総務費、７，７８８万６，０００円で、面河・美川・柳谷
地区し尿収集運搬業務委託料、１，４３１万円。久万地区し尿収集運搬業務委
託料、１，５１０万３，０００円。面河・美川・柳谷地区ごみ収集運搬業務委
託料、１，８８７万円。一般廃棄物収集運搬パッカー車の購入費、１，６００
万円などです。

４款２項２目塵芥処理費、９，９９６万９，０００円で、一般廃棄物処分業
務委託料、５，４３９万３，０００円。不燃物処理業務委託料、１，０５６万
円などです。

４款２項３目し尿処理費、６，２２７万円です。

３８ページをお願いいたします。

し尿等運搬業務委託料、２，４８２万円。松山衛生事務組合年度運営費負担
金、２，６８０万円など。

４款２項４目資源ごみ収集処理費、２，９７２万２，０００円。

６款１項１目農業委員会費、２，３０２万３，０００円。

６款１項２目農業総務費、５，５９１万７，０００円。

６款１項３目農業振興費、２億４，５７８万６，０００円。

３９ページをお願いします。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金、１，７８８万円。農業公社職員負担金、
１，７６０万７，０００円。久万農業公園研修生研修補助金、１，４６４万円。
農業機械施設整備事業補助金、１，４００万円。新規就農者育成総合対策補助

金、4,950万円。新規就農者農業用施設整備資金貸付金、1,400万円。中山間地域等直接支払交付金、4,695万円などとなっております。

6款1項4目畜産業費、1,293万4,000円。

6款1項5目農地費、1億6,483万7,000円で、久万・柳谷地区農道橋点検業務委託料、1,300万円。

40ページです。

県営農地整備事業負担金、3,802万5,000円。下水道事業会計繰出金として、農業集落排水分としまして、7,511万5,000円などです。

6款2項1目林業総務費、5,654万8,000円。

6款2項2目林業振興費、3億6,395万9,000円で、森林経営管理制度運用業務委託料、4,393万5,000円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4,139万5,000円。

41ページです。

久万広域森林組合久万事業所地すべり対策工事請負費、2,485万5,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、5,902万8,000円。林業経営支援事業補助金、1,800万円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、7,211万5,000円。再造林下刈り事業補助金、1,588万4,000円。木材加工流通施設整備事業補助金、3,518万9,000円などです。

6款2項3目林業土木費、1億5,816万8,000円で、林道ワラビウチ線開設工事請負費、1,500万円。林道ゴンゲン線開設工事請負費、1,500万円。林道向山線のり面・路盤改良工事請負費、1,430万円。森林基幹道開設事業で、黒藤川・長崎明神山線の負担金、2,000万円。林道路面整備・崩土除去作業業務委託料、3,400万円。

42ページです。

6款2項4目町有林事業費、462万2,000円。

7款1項1目商工総務費、1億1,802万3,000円で、魅力ある産業づくり・起業支援事業補助金、1,200万円。中小企業振興資金預託金、1,600万円など。

7款1項2目観光費、1億6,959万8,000円。

地域活性起業人派遣元負担金、1,080万円。

43ページです。

道の駅天空の郷さんさん（公益部門）ほか3件の指定管理料、1,082万2,000円。四国カルスト浄水設備増設工事設計監理委託料及び工事請負費、5,899万3,000円。

8款1項1目土木総務費、6,496万5,000円。

44ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁総務費、2,906万4,000円。

8款2項2目道路維持費、1億4,171万8,000円で、町道の路面整備等作業業務委託料、1,500万円。

菅生地区公共残土処理場整備工事請負費、2,000万円。

道路附属物点検業務委託料、1,300万円。町道皿木線舗装修繕工事請負費、1,000万円、関門第3トンネル・鉄炮石川隧道補修工事請負費、3,100万円。

45ページです。

8款2項3目道路新設改良費、1億909万円で、町道長崎信木線改築工事請負費、2,000万円。町道四国カルスト高原線改築工事請負費、1,000万円。県道改良事業負担金、1,841万円。町道上野尻線改良工事請負費、3,168万円。町道槻仰西線改良工事請負費、2,000万円など。

8款2項4目橋りょう維持費、1億円で、町道橋りょう点検業務委託料、3,000万円。町道橋りょう補修設計委託料、2,000万円。町道橋りょうの唐谷橋、貯木場橋に架かる補修工事請負費、5,000万円など。

8款3項1目河川総務費、818万円。

8款4項1目都市計画総務費、1億1,518万2,000円で、下水道事業会計繰出金（公共下水分）、1億1,310万8,000円など。

8款5項1目住宅管理費、8,869万3,000円で、46ページをお願いいたします。

洪草団地外壁等改修工事管理委託料及び工事請負費、4,800万円など。

9款1項1目常備消防費、3億5,151万3,000円。

9款1項2目非常備消防費、5,259万3,000円。

9 款 1 項 3 目消防施設費、2, 1 1 8 万 5, 0 0 0 円で、小型動力ポンプ付軽四輪駆動積載車の 2 台分の購入費、1, 5 0 0 万円など。

9 款 1 項 4 目災害対策費、3, 3 8 3 万 4, 0 0 0 円。

4 7 ページです。

1 0 款 1 項 1 目教育委員会費、1 5 8 万 2, 0 0 0 円。

1 0 款 1 項 2 目事務局費、1 億 3, 5 1 7 万 7, 0 0 0 円。公立学校情報機器整備事業として、タブレット更新に係ります補助対象分、3, 1 2 0 万円などです。

1 0 款 1 項 3 目外国青年招致事業費、1, 1 4 9 万 1, 0 0 0 円。

議 長

お諮りします。

昼食の時間となりましたが、引き続き会議を続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

引き続き、会議を行います。

西村課長

1 0 款 1 項 4 目上浮穴高等学校振興費、6, 3 2 5 万 1, 0 0 0 円で、4 8 ページをお願いします。

上浮穴高等学校振興対策協議会補助金、1, 2 0 5 万円など。

1 0 款 2 項 1 目小学校管理費、8, 8 2 0 万 9, 0 0 0 円。

1 0 款 2 項 2 目小学校教育振興費、8, 8 1 3 万 2, 0 0 0 円で、パソコンリース料、3, 1 8 8 万 7, 0 0 0 円など。

1 0 款 3 項 1 目中学校管理費、2, 5 3 1 万 5, 0 0 0 円。

4 9 ページをお願いいたします。

1 0 款 3 項 2 目中学校教育振興費、6, 2 8 1 万 2, 0 0 0 円で、パソコンリース料、1, 3 0 4 万円などです。

1 0 款 3 項 3 目寄宿舍費、7 5 5 万円。

10款4項1目幼稚園費、1億4,611万8,000円。

50ページをお願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費、8,066万6,000円。

10款5項2目公民館費、3,368万9,000円。

公民館分館指定料、1,491万2,000円など。

10款5項3目図書館費、3,159万6,000円。

51ページです。

10款5項4目文化財費、1,805万円。

10款6項1目保健体育総務費、1,594万5,000円。

10款6項2目体育施設費、6,649万6,000円。B&G海洋センター体育館改修工事請負費、3,674万円。

10款6項3目学校給食費、1億3,575万8,000円で、52ページをお願いいたします。

久万給食センターの賄材料、2,879万2,000円。久万給食センターの給食運搬業務委託料、1,034万円、美川給食センターの業務委託料、3,500万円など。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費、250万円。

11款1項2目林業用施設災害復旧費、300万円。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、100万円。

12款1項1目元金、9億8,372万1,000円。長期借入償還元金、9億8,372万1,000円。

12款1項2目利子、3,613万3,000円。長期借入利子、3,613万円となっております。

14款1項1目予備費、1,000万円。

53ページをお願いいたします。

続いて、主な歳入予算です。

1款町税、8億7,149万6,000円で、町民税、2億7,048万円。

固定資産税、5億1,931万円。

軽自動車税、3,805万6,000円。

町たばこ税、4,320万円など。

2 款地方譲与税、3 億 7, 1 7 6 万円で、地方揮発油譲与税、1, 9 0 0 万円。

自動車重量譲与税、5, 9 0 0 万円。

森林環境譲与税、2 億 9, 3 7 6 万円など。

3 款利子割交付金、3 0 万円。

4 款配当割交付金、3 0 0 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、2 5 0 万円。

6 款法人事業税交付金、1, 0 0 0 万円。

7 款地方消費税交付金、1 億 7, 5 0 0 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1, 5 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金、7 0 0 万円。

1 0 款地方特例交付金、1 8 0 万円。

1 1 款地方交付税、4 6 億円。普通交付税、4 2 億円、特別交付税、4 億円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、1 0 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金、3, 6 9 1 万 4, 0 0 0 円で、民生費負担金、3, 0 0 1 万 9, 0 0 0 円などです。

5 4 ページをお願いします。

1 4 款使用料及び手数料、1 億 5, 5 7 8 万 5, 0 0 0 円で、町営住宅使用料、6, 9 0 8 万円。

営生地区公共残土処理場使用料、1, 1 0 0 万円。

上浮穴高等学校学生寮寮費、1, 1 8 8 万円。

し尿処理手数料、1, 4 0 4 万 2, 0 0 0 円。

指定ごみ袋販売手数料、1, 5 3 8 万 5, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金、7 億 8, 9 1 6 万 6, 0 0 0 円で、低所得者介護保険料軽減国庫負担金、1, 1 1 6 万 4, 0 0 0 円。

障害者福祉費国庫負担金、1 億 6, 4 3 2 万 2, 0 0 0 円。

児童手当国庫負担金、7, 8 6 3 万 5, 0 0 0 円。

子どものための教育・保育給付交付金 6, 8 2 4 万円。

新しい地方経済・生活環境創生交付金、1, 8 0 7 万円。

デジタル基盤改革支援補助金、1 億 2, 7 1 0 万 7, 0 0 0 円。

子ども・子育て支援交付金、1, 392万8, 000円。

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金、1, 269万9, 000円。

美しい森林づくり基盤整備交付金、5, 902万8, 000円。

社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金（民間住宅）、1, 038万6, 000円。

社会資本整備総合交付金事業費補助金（町道）、5, 080万6, 000円。

地方創生道整備推進交付金事業費補助金（町道）、1, 500万円。

道路メンテナンス事業補助金（橋りょう）、6, 435万円。

道路メンテナンス事業補助金（トンネル）、1, 994万8, 000円。

社会資本整備総合交付金事業費補助金（公営住宅）、1, 925万円。

55ページです。

公立学校情報機器整備事業補助金、2, 067万円。

16款県支出金、5億4, 714万3, 000円。

国民健康保険基盤安定事業費県負担金、3, 465万5, 000円。

後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金、5, 036万2, 000円。

障害者福祉費県負担金、8, 216万1, 000円。

児童手当県負担金、1, 027万1, 000円。

児童福祉施設費県負担金、2, 875万4, 000円。

電源立地地域対策交付金、2, 670万4, 000円。

障害者福祉費県補助金、1, 915万3, 000円。

子ども・子育て支援事業費県補助金、1, 066万7, 000円。

新規就農総合支援事業費県補助金、5, 430万円。

中山間地域等直接支払交付金、5, 321万2, 000円。

鳥獣害被害防止総合対策事業県補助金、1, 788万円。

農業農地整備事業県補助金、1, 300万円。

林業・木材産業循環成長対策事業県補助金、1, 069万8, 000円。

森林整備担い手確保育成対策事業費県補助金、2, 074万7, 000円。

県単独林道開設改良等事業費県補助金、1, 015万円。

公共林道開設改良等事業費県補助金、1, 500万円。

56ページです。

参議院議員選挙費委託料、1, 867万7, 000円などです。

17款財産収入、3, 298万5, 000円で、財産貸付収入、1, 369万円。

利子及び配当金、1, 074万8, 000円など。

18款寄附金、7, 400万円で、ふるさと久万高原応援寄附金、7, 000万円など。

19款繰入金、8億6, 731万7, 000円で、財政調整基金繰入金、7億3, 647万4, 000円。

減債基金繰入金、2, 749万9, 000円。

まちづくり振興基金繰入金、1, 380万円。

農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、5, 163万円。

公共施設等総合管理基金繰入金、2, 141万8, 000円など。

20款繰越金、1億円。

21款諸収入、1億5, 353万5, 000円で、中小企業保証預託金収入、1, 600万円。

学校給食費収入2, 961万8, 000円。

57ページです。

高額医療費返還金、1, 370万円。

B&G財団助成金、2, 004万円など。

22款町債、4億6, 340万円で、町道整備に対する過疎対策事業債、6, 800万円。

林道整備に対する過疎対策事業債、1, 540万円。

農地整備事業に対する過疎対策事業債、3, 080万円。

環境衛生施設整備事業に対する過疎対策事業債、1, 440万円。

簡易水道事業に対する過疎対策事業債、3, 370万円。

特別対策事業に対する過疎対策事業債、1億2, 110万円。

林道整備事業に対する辺地対策事業債、3, 160万円。

町道整備に対する辺地対策事業債、1, 480万円。

四国カルスト浄水設備増設工事及び管理事業に対する辺地対策事業債、5, 890万円。

洪草団地外壁等改修工事及び管理業務に対する公営住宅建設事業債、３，２４０万円。

久万広域森林組合・久万事業所地滑り対策事業に対する緊急自然災害防止対策事業債、２，４８０万円などです。

なお、議案概要書の１２８ページ以降の給与明細書は、後ほどお目通しをください。

以上で、説明を終わります。

議長 ここで昼食のため、休憩いたします。 (午後 ０時１１分)
１３時より再開します。

(休 憩)

議長 午前中に引き続き、会議を行います。 (午後 １時００分)
提案理由の説明が終わりました。
議案概要書で、ページ順に、款ごとの質疑を行います。
まず歳入から行います。
歳入について、議案概要書５３ページ、１款町税からです。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 地方譲与税のところで、少しお聞きしたいと思います。
地方譲与税が、前年比較で伸びております。主にその森林環境譲与税が増えたことによるものと伺いますが、森林環境譲与税の算定方法が変わったことが関係していると認識をいたしておりますけれども、特にこの中で人口減少が著しい久万高原町として、今後、人口減少が算定に及ぼす影響についてお聞きをしたいと思います。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 まず、森林環境譲与税の算定でございますが、基礎数値が三つございます。 一つ目の基礎数値を用いるものとしまして、私有林人口林面積、二つ目が、林業就業者数、三つ目が、人口数でございます。 この人口数と、この三つの数字等によって、それぞれ案分をされた部分で計算がなされます。 岡部議員言われた人口数のところでございますが、国勢調査の人口を使っております。今後、国勢調査における人口が減れば、おのずと計算式で当てはめますと、譲与税も減額になる見込みかというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。 ほかに質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	次に、2 款地方譲与税。 ありませんか。 (なしの声)
議 長	3 款利子割交付金。 (なしの声)
議 長	4 款配当割交付金。 (なしの声)
議 長	5 款株式等譲渡所得割交付金。

		(なしの声)
議	長	6 款法人事業税交付金。
		(なしの声)
議	長	7 款地方消費税交付金。
		(なしの声)
議	長	8 款ゴルフ場利用税交付金。
		(なしの声)
議	長	9 款環境性能割交付金。
		(なしの声)
議	長	1 0 款地方特例交付金。
		(なしの声)
議	長	1 1 款地方交付税。
		(なしの声)
議	長	1 2 款交通安全対策特別交付金。
		(なしの声)

議 長 1 3 款分担金及び負担金。

(なしの声)

議 長 5 4 ページ。
1 4 款使用料及び手数料。

(なしの声)

議 長 1 5 款国庫支出金。

(なしの声)

議 長 1 6 款県支出金の 5 5 ページ。
5 6 ページ。

(なしの声)

議 長 1 7 款財産収入。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この 1 7 款の財産収入でございますけれども、地方自治法第 2 4 1 条第 2 項に、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。

町の監査などにおいても、そういう指摘の中では、多分、確実かつ効率的にという言葉が引用されているものと理解しております。

この 1 7 款の財産収入の利子配当におきまして、1, 0 7 4 万 8, 0 0 0 円という額が予定をされております。

ここで、この利子配当を確保するための基金の運用について、基金の確実、

効率というところの意味するところを御説明をいただきたいと思います。

議 長 （藤岡会計管理者を指名）

藤岡管理者 岡部議員の質疑にお答えします。

基本的には、町長部局で、財政担当課の財政運営方針が重要となっておりますが、确实かつ効率的にというのは、安全で、しかもちょっとでも高利率の配当を受けるようなことで、運用をなさйтеという理解をしております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今までの、确实にということで、基金の運用ルール、こういうものが明確化されなければならないと思いますけれども、これは主に理事者のほうでの考え方によるものと思われます。

この基金運用の効率化に関するガイドライン、そういったものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど、会計管理者が説明申し上げましたが、先ほどの趣旨にのっとり、運用を行っているのが現状でございます。

特に、細かいガイドラインを定めているということはありません。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 ガイドラインもなしで、基金の運用をしていくというのは、非常に大きなお金を預かる町として、余りにも考え方が緩すぎるんじゃないかと。

自治体における、会計管理者当たりの、安全を徹底する意味でも、やはりこ

の基金運用に関してのガイドライン、そういうものがないと、ただ金利が上がっているのに、上がっている金利のところでの預金を書き替えるとか、乗せ替えるとか、そういった運用的なものも、当然必要になってくると思うんですけども。

ただ、現金化が確実性でなければ、この運用についてはなかなか難しいと思うんですけども。

小さな自治体の場合は、どうしても大きい自治体と比較すると、預けるお金もかなり低い可能性もございます。そういった意味で、金融機関に対する気遣いみたいな形で、そのまま何もせずに放置しておくということも、ある意味では考えられるかもしれませんが、やはり適正な基金の運用ということに関しては、どなたが理事者になっても、あるいは会計管理者になっても、基金の運用についてのガイドラインは、ぜひこれは今後つくるべきと考えますけれども、副町長その辺り、御見解をいただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

やはり基金の運用では、安全かつ効率的ということで、「または」でない、「かつ」なんで、両方がしっかりとした条件が整っていないといけないということと、あとやはり、長期的に安定した、先ほどの目的にのっとってやっていくということが大事になってくると思います。

そういう意味では、やはり岡部議員も言われましたように、会計管理者個人の判断でというのではなくして、誰がなってもきちっとした指針に基づいてやっていくということが大事だというふうに思います。

これまでも、監査等を受けてまして、きちっとした管理してますけれども、それについては確認もさせていただいておりますけれども、なお、今まで以上に、安全かつ効率的な対応ができるように、財政部局とも連携をとるということも大事になってくると思いますので、その辺りも含めて検討していきたいというふうに思います。

議	長	次に、18款寄附金。
		(なしの声)
議	長	19款繰入金。
		(なしの声)
議	長	20款繰越金。
		(なしの声)
議	長	21款諸収入。56ページ。
		57ページ。
		(なしの声)
議	長	22款町債。
		ありませんか。
		(なしの声)
議	長	続いて、歳出の質疑を行います。
		25ページからです。
		1款議会費。
		(なしの声)
議	長	2款総務費。
		26ページ、ありませんか。

(なしの声)

議 長 27ページ、ありませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 27ページ一番上に、高度デジタル人材シェアリング事業負担金とあります。これ確か、今年度からだったかと思うんですけれども、目的は県と市町が連携をして、行政DXを進めるというような内容のことを目的としたと思うんですけれども、今回も、新年度も負担金を出されておりますけれども、来年度、久万高原町のDX推進はどのような方針でいかれるのか。あるいは、何か一歩進めた形で事業を起こされるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

今現在、町のほうでは、DX推進計画というのを、計画を策定しております。町としましては、その推進計画にのっとりまして、DXの推進を図っていこうというふうに考えておりますので、今年度、この事業の負担金で、県のDX専門官等を活用しながら事業を行っておりますが、次年度以降につきましても、こういった事業も展開しながら、町民全体のDXの底上げをしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 趣旨は分かりました。

令和7年度については、いわゆる準備段階であるとか、計画をしっかり立てるということで、特に何かを一歩進める、具体的な事業化というのは、特に今

のところは進めていくという動きはないという理解でよろしいでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

今現在、町の公式LINEの運用に向けて準備をしているところでございます。令和7年度においては、公式LINEを使って災害時の写真のやり取り、そういった部分を、住民との双方で行うような方向性で、とりあえずは進めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

28ページ。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 27で、自治振興費のところをお聞きしたいんです。

2款1項10目の自治振興費における自治会長報酬等の人件費について、お聞きをしたいと思います。

自治会の多くは、町からの自治会報酬等は、自治会の収入としているところが多いかと思います。そういったことで、この自治会長を開いた際、費用弁償は支払われているのかをお聞きしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

自治会報酬等につきましては、自治会長個人への報酬として支払っているというふうに、こちらとしては認識しております。

その後の扱いにつきましては、各自治会内部での規約等に基づきまして、適切に処理されることを期待しております。

自治会長会の際の費用弁償につきましては、合併以来、出席者の費用弁償はお支払いしておりません。これは自治会長報酬に自治会長会の出席に伴います報酬を含んでいるという解釈に基づいて、取扱っております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 合併前からずっとそうだというお話なんですけれども、自治会というのは、それなりに財源が、ほとんどの自治会が財源が乏しいといったようなことで、地域を守る意味からも、昔は納税に関しての報酬であったりとか、いろいろ手当が多かったわけなんですけれども、最近是集約されて、町から直接対応される事例もあったりして、報酬とか費用は減っておりますけれども、自治会としての財源としては、非常に大事なものでございます。

ぜひとも、ほかの町内全体の自治会の状況なども、ぜひ聞き取っていただいて、必要であれば、自治会長会の費用弁償というものは切り離して、そして地域が少しでも財源を確保できる、そういった方向性をぜひ、今後検討していただきたいと思いますが、副町長にお答えをいただきたいと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員が言われますように、今、自治会、昨日の一般質問にもございましたけれども、なかなか高齢化、人口減少といった中で、各自治会の活動、御苦労をいただいているというふうに認識しています。

これまで、自治会長会の報酬というのは、支払われてきていないというところなんですけれども、今までのこういった経緯も確認しながら、それから岡部議員が言わんとするところも大事だと思いますので、少し時間をいただいて、支払いの根拠でありますとか、そういったところを調べさせていただいて、今後の方向性を決めたいと思います。

議長 27ページ、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、28ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 28ページ、防犯対策費のところの防犯灯の設置補助金、この事業についてお伺いしたいと思います。

私、趣味で、最近夜、町内、明神から野尻のほうへよく、暗くなってから走っているんですけども、随分、以前に比べて防犯灯の数が増えて、またLED化もされて、皆さんが住まわれている地域の中は、非常に明るくなったなと思っております。

ただ、皆さんが住んでいるところから、住んでいる地区をつなぐところ、例えば久万地区から明神地区へ行く間の国道沿いであつたりとか、野尻地区の国道沿いであつたりとか、人があまり住んでいない所というのが、非常に暗い所が目立っております。

これは国道沿いであつたりとかいう、県道沿いであつたりとかという所で、町がなかなか、するのは難しいところもあるかもしれないですけども、これをまた、町のその地区の人が、地区の自治会のお金で、補助金を出してまたやるというのも、あまり人が住んでいないわけで、これもちょっと、地区の方にお問い合わせするというのも、難しいのかなというふうにも感じております。

子供たちが、特に久万中生や上高生が通学路として使っているところも多いと思いますので、そういう地区と地区をつなぐところの、暗い主要な道というのは、何とかして町でできることであれば、しっかり照明をつけるであつたりとか、あるいは国のほうに、ここは照明を増やすように要望するであつたりとか、防犯という観点から、何かしらの対策をしていただきたいなと思うんですけども、その辺り、総務課と建設課の担当にもなるかもしれないですが、見解をお伺いしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

議員言われるとおり、最近、防犯灯につきましては、ＬＥＤを導入しており、非常に明るくなっているのが現状でございます。

言われるとおり、集落と集落の間の何もない地域においては、当然、町道、県道、国道という部分がありますので、そういった部分につきましては、それぞれの関係機関に要望も図りながら、なるべく防犯の意味から、可能であれば防犯灯の設置ができるような働きかけもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 ２８ページ、ありませんか。

(なしの声)

議 長 次に、２９ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ２９ページで、生活路線バスの費用、この件についてお伺いをしたいと思います。

古味岩川線運行業務委託、及び久万落出線業務委託料、これの委託費の内容をお聞きしたいと思います。

併せて、利用状況、収入状況、別途、町が負担する費用の内容についてもお伺いをしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長

岡部議員の質疑にお答えします。

町営バスの委託費につきましては、主に運行業務、運行管理及び車両管理に係る人件費を支払っております。

そのほか、車両清掃費や事務用品等に係る費用も支払っております。

まず、町営バスの利用状況ですが、令和５年度、古味岩川線におきましては、２，０２０人程度、久万落出線につきましては、１万７００人が利用しております。

古味岩川線の料金収入が６６万円ほどございます。また、久万落出線での収入が３，５００万円程度ございます。両線合わせて、約４，１００万何がしの収入がございます。

また、町が負担する費用としましては、車両購入費に加えまして、維持管理経費として、燃料代、修理代を負担しております。

久万落出線での町が負担している経費全般では、３，９００万円程度、古味岩川線では、１７０万円程度の負担を町がしております。

以上でございます。

議 長

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員

それで、このバスの委託事業を、開設当初から令和６年度までの委託費の内容が変わっているのかいないのか、その辺りの金額のことをお聞きしたいと思います。

また、このバスの利用者のアンケートを行って、維持運行に生かしているのか、そういう状況についてもお伺いをしたいと思います。

議 長

（西村総務課長を指名）

西村課長

岡部議員の質疑にお答えします。

まず、久万落出線につきましては、平成２９年４月より運行をしております。現在までの委託料につきましては、合計で約１億６，０００万円程度になっております。

御存じのとおり、人件費の高騰等もございますので、開設当時からは、約10数万程度は委託料が、人件費の高騰により余分に出しております。

古味岩川線につきましては、合併前から、旧柳谷村のほうで運行を開始しております。合併前のデータについては、確認はとれておりませんが、合併後につきましては、600万程度の委託費で、合計で約1億3,000万程度の委託費の支出になっております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 バス利用者のアンケートを行って、維持運行に生かしているのかも、お聞きしていますが。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

大変申し訳ございませんでした。

バス利用のアンケートについては、条例改正のときにも答弁させていただきましたが、公共交通計画作成時にアンケートを実施して、住民の声を聞いております。

以上でございます。

議 長 次に、30ページ。

(なしの声)

議 長 31ページ。

(なしの声)

議	長	3 2 ページ。 ありませんか。 (なしの声)
議	長	それでは、3 款の民生費。 3 2 ページ。 (なしの声)
議	長	3 3 ページ。 (なしの声)
議	長	3 4 ページ。 (なしの声)
議	長	3 5 ページ。 (なしの声)
議	長	4 款の衛生費。 3 5 ページ。 (なしの声)
議	長	3 6 ページ。 (なしの声)

議 長 37 ページ。

(なしの声)

議 長 38 ページ。

(なしの声)

議 長 6 款農林水産業費。

38 ページ。

(なしの声)

議 長 39 ページ。

議 長 (高橋 誠議員を指名)

高橋 誠 畜産業費の肉用牛生産地強化支援事業基金について、お聞きします。

議 員 この基金は、令和6年度末、70万の見込みとなっております。令和7年度に158万5,000円の貸付金の返還があるようになっておりますけれども、残額が少なく、その返還金の納期が、令和7年度の末になりますと、畜産農家がこの基金を利用したい場合に、基金の活用ができなくなるのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

それと、令和7年度、畜産農家に対する物価高騰対策とか、そういう支援があるのかどうかも、併せてお聞きしたいと思います。

議 長 (西森農業戦略課長を指名)

西森課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

積立金の歳入予算につきましては、現在、肉用牛産地強化支援事業で貸付けを行っているもので、この金額につきましては、返還予定の金額となっております。

1頭当たりの限度額が150万円となっており、基金の範囲内で和牛繁殖牛の導入を計画を立てて、行なっていることです。

議員が申されたような形で、現在、基金のほうが若干、金額的には少なくなってきたしております。今年も1件、公社のほうで牛を購入した状況もありますので、この辺で償還金が戻れない状況になれば、基金が減ってくるというような状況を踏まえまして、またそこら辺、対処していきたいと考えております。

あと、補助事業の関係につきましては、前々から飼料代とか、おがくず代とか、そういうふうなことを農家の方からちょくちょく耳にするようになりました。ここら辺についても、農家さんの現状も十分把握しながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (高橋 誠議員を指名)

高橋 誠 今、課長から、おがくずの件が出ましたけれども、牛舎のどこにおがくずをひいて、牛を飼育していますけれども、かなりそのおがくずが高騰しておるということで、森林組合から購入しているようなのですが、これ、町も森林組合と協議もしていただいて、幾らかかの支援でもしていただいたらありがたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長 (西森農業戦略課長を指名)

西森課長 高橋議員の質疑にお答えします。

おがくずの件につきましては、また農業戦略課と相談しながら、森林組合とも検討をしながら、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 柳谷産業開発公社の畜産、生産の過程において、以前は随分、子牛の値段も高く、事業として成り立ってきた。最近では、随分、赤字が出ておるようですが、このことについて、今後どのようにされるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

柳谷産業開発公社、御存じのとおり、畜産事業が大きな収益の柱であったということで、この2年ほど、畜産事業かなり低迷しているというところで、かなり厳しい状況であるということを、公社のほうからも御相談いただいております。

その点に関しまして、経理の内容等、もう一度、町のほうも踏み込んで御相談しながら、各部門ございますので、畜産部門だけに限らず、こういった支援ができるのか、今後、協議、精査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 柳谷産業開発公社自体の剰余金も、七、八千万あるんですかね。どうも赤字具合から比べると、極端な検討をしないと、なかなか難しいというのかなと。

それと、観光DMOも、広域に、観光についても、柳谷産業開発公社を絡めながら進めておると思うのですね。

全町的に観光全てをまとめていかなければいけない。その、ある意味では、大きな柱かなと思うんですね。

それも含めて、答弁をいただいたらと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今、触れていただきましたとおり、まず観光DMOの関係でございますが、似たようなセクションを、せめて管理部門だけでも一元化するというところで、経営の合理化が図れるという視点のもとに、町もその検討を始めているところですが、これはそれぞれの公社、あと3セクの思いというか、そういったものもございますので、ここの辺りは丁寧に、時間をかけて、今、意見をいただきながらというところでございます。

それと、公社の件につきましては、待ったなしで、早急にということで、理事者から指示もいただいていますので、ここにかけては時間をかけずに、早急に取り組みたいと考えております。

以上です。

議 長

40ページ、ありませんか。

(なしの声)

議 長

次、41ページ。ありませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員

林道土木の面においてですけれども、これまでの林道は、大体、小型の重機とか、トラックは4トンぐらいまでのものに対応するような林道だったと思うのですが、最近は大型機械や大型トラックが頻繁に入るようになりまして、林道が傷む事例が頻繁に起きているような気がいたします。

林道をどのように管理していくつもりでしょうか。また、林内には川があると思うのですが、今までは簡単な橋を架けたものや、小さな管によってつくられたものを利用して作業をしていたと思うんですが、林内の道を広げることは、林内作業道を広げることは個人でもできると思うんですが、橋とかについては、何とか行政のほうで対応すべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

そして、この予算の中に、林道路面整備とか、崩土除去作業業務委託料、3,400万円の森林環境譲与税の中に組まれているんですけども、そういう林内の作業道などを改善していくものが含まれているのでしょうか。もし含まれていないのなら林内作業道の整備など、指導とともに、町としても取り組んでいただいたらありがたいかと思います。

議 長 （小野林業戦略課長を指名）

小野課長 田村議員の質疑にお答えいたします。

林道の管理につきましては、議員のおっしゃるとおり、最近では林業機械やトラックの大型化により、路面の負担が大きく、路面や側溝の損傷が多く発生しております。

そういう場合は、林道を利用した方が修繕するということを原則にはしております。現在、そういった林道を利用する林業事業体と連携を図って、情報共有、どこの林道に入るとか、施業入るとか、そういう情報共有を進めておりますので、事業体への指導も含めて、引き続き林道管理に努めていきたいと考えております。

また、橋の件でございますが、これはまず、橋の安全の確保ができるかどうかなど、様々な課題がございますので、対応可能かどうか、県それから林業事業体と一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、林道の維持管理でございますが、森林環境譲与税を活用して、修繕等を行っております。林道係の方で、できるだけチェックをして、今まで対応できなかった部分を改良して、現在の気象状況に対応するような拡張をしたりです、そういうことは現在行っておりますので、引き続きそういった改良も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 42ページ、ありませんか。

（なしの声）

議 長 次に、商工費。
4 2 ページ。7 款です。

(なしの声)

議 長 4 3 ページ。

(なしの声)

議 長 8 款土木費の 4 3 ページから。
ありませんか。

(なしの声)

議 長 4 4 ページ。

(なしの声)

議 長 4 5 ページ。

(なしの声)

議 長 9 款消防費。
4 6 ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 9 款 1 項 4 目災害対策費について、お伺いをしたいと思います。
危機管理予算が計上されておりますけれども、災害発生時における避難所開

設までのタイムスケジュールと、開設最速時間及び緊急輸送道路確保に必要な、昨日も出ておりましたが、道路啓開計画、こういった内容をお聞きしたいと思います。

併せて、愛媛県には道路啓開計画がございますが、この久万高原町には道路啓開計画の存在があるのかについても、お伺いをしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

避難所の開設ですが、大雨大雪によって開設時間は若干異なることもございますが、例えば雨とかでしたら、事前の天気予報収集により、避難所を早期開設するということも可能です。

もし災害が起きた場合の避難所の開設時間につきましては、危機管理室としては、30分程度をめどに開設をしたいというふうに考えております。

道路啓開の関係につきましては、国、県はそれぞれ啓開計画を持っておりますが、町としましては、今現在、計画は持ち合わせしておりません。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 昨日の一般質問のときにも、この道路啓開にお話が出て、道路啓開に係る答弁がなされたと思います。

ということは、今日、お聞きしたら、道路啓開計画はないということですよ。これだけこの町の複雑、広範囲、狭小、そして、町道周辺でも連立している電線がある。そういった、能登半島でも大変な状況である、それ以上のことがこの町で起きる可能性があるんです。それにもかかわらず、道路啓開計画をお持ちにならずに、質問があればそれにお答えするというのは、これは全く、担当職員が場当たりのお答えしているとは思えません。

ですから、こんな状況で、今、タイムスケジュールの話されたけれども、そんなこと、絵に描いた餅で、根拠のない答弁じゃないですか。

総務課長、もう一度お答えください。なぜ道路啓開計画がないのに、そのようなタイムスケジュール、そういうのが立てられるんですか。

議長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

道路啓開計画そのもの自体は、先ほど、ないと答弁させていただきましたが、地域防災計画の中に、道路の啓開の部分の対応策を講じております。そちらのタイムスケジュールに基づいて、町としましては、道路啓開を行うという予定にしておりますので、先ほど30分という時間を申し上げた状況でございます。以上でございます。

議長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長がおっしゃられたけれども、それはちょっと私は詭弁のように感じてならないんです。

防災計画にあるとしても、防災計画に載せる以上は、道路啓開計画を基本に踏まえて防災計画で載せるべきなんですよ。そんな防災計画なんか、そんな細かいこと書いてますか。

道路啓開は道路啓開として、特殊な、いわゆる分野ですよこれは。だから県もつくっているんですよ。

普通は、県がつくったら、それを見本に町はつくるべきじゃないんですか。なぜこれ、防災上における、これだけ広範な、道も相当距離もありますよ。そんな中で、啓開計画はなしで、災害に対応できるというこの認識は、私はあまりにも町民不在の防災計画ではないかと思えますけれども。

副町長、陣頭指揮に立っていらっしゃるあなたが、なぜこのことを見過ごしているんですか。なぜつくらないんですか。

議長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えしたいというふうに思います。

昨日の一般質問でもございましたけれども、道路の啓開の在り方というところは、孤立集落の回避でありますとか、いろんなところで重要になってくる。やはりインフラ、道路の管理というのが、生命線だというふうに、十分認識をいたしております。

先ほど、総務課長が説明した地域防災計画の中で、それぞれの災害対策本部を設置いたしますと、総務、土木、医療、いろんな部門の指針、進め方といったのが、防災計画にあるわけですが、その中で、道路啓開についても、基本的な進め方、判断の仕方といったところが記述はされておりますが、岡部議員が言われるように、岡部議員がおっしゃっているところはやはり、個別の路線の、町内の路網に沿って、県が個別の各県道の計画というのがある。それを受けて、さらに延長線上にある町道はどういう啓開をしていくかといったところのことだというふうに理解をいたしました。

正直申し上げまして、この個別の計画というところは、町はまだできていないのが現状でございます。

今、特に南海トラフでありますとか、大きな地震の災害の想定を、今、県が見直しておりますけれども、この機会に、今、岡部議員が提案がいただいた個別の啓開計画というところは、防災上非常に重要だと思いますので、ほかの自治体のも早急に参考にさせていただきながら、検討して、作業を進めていきたいというふうに思います。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

輸送道路確保というものが、これに道路啓開計画の必要の肝とするところがございます。

これがないと、災害時の地域孤立解消策、こういうものが立てれるわけがないんですよ。

だから、県も国も見てください。ちゃんとしたアプリがあって、そしてちゃんと、そこに地域が出てきます。それをまた開けば、また詳細が出てくる。

こういうことが、災害が起きたときには、関わっていただく業者であったり、

あるいは専門集団であったり、様々な方に、日頃から町の計画というのは知っておいてもらわないと、いざ鎌倉のときに集まっていたいて、さあそれからなんていう話をしよったんでは、間に合わないんですよ。

やっぱり道路啓開計画があることによって、今後の支援計画、いわゆる一番重要なのはA地区だ、B地区だということで、そこを重点的な支援計画を策定することができて、先ほど言われたタイムスケジュールの縮小も、短時間でということもできるわけですよ。これは遅れてはならない。もう早急にこの道路啓開計画を、建設課を中心として作成していただくことをお約束いただけませんか。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

やはり今も、私どもいろいろと考えてみますと、まさしく除雪の優先順位とあったところが非常に元になる、原点になると思います。ある意味では、今、提案があった啓開計画というのは、除雪の、今、業者さんにも既に、降ったらもうすぐに業者が主導的に動いていただいてといったノウハウがありますので、これを広げていくということが、一番近道だというふうに思いますので、この除雪計画を基本に、そうすることによって時間も短縮して、検討できるかと思っていますので、対応していきたいというふうに思います。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 まさに、まだ起きてはいませんが、いつ起きるとも分からない南海トラフ地震、あるいはそれに関連する日向灘沖地震とか、様々周辺の発災要因が高まっておりますけれども。

いわゆる、発災から48時間以内に被災者が尊厳ある生活を営めるための最

低基準を示すものとして、避難所のスフィア基準というものがございます。国も、このスフィア基準が満たされるよう、自治体に必要な支援を行うとされていますが、町内の避難所はこの基準を念頭に置いた避難所運営を設定しているのかをお聞きします。

また、この基準をほぼ満たしている避難所がどの程度あるのか、そして満たしていなければ、今後、この基準に近づけるための対応、あるいは予算、それを確保していく予定があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

スフィア基準でございますが、石破総理が就任当初の所信表明演説において、災害発生後の避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた国際基準が、スフィア基準でございます。

国においては、これに準じたガイドラインを改訂しております。本町におきましては、今、この国に準じて、避難所の改訂作業を行っているところでございます。実際に避難所がその基準内の面積を確保できるかどうかというのは、今現在、洗い出しをしているところでございますので、詳細な数については、把握しかねるところがございますので、少しお時間をいただけたらというふうに考えております。

今後につきましては、このスフィア基準は、居住スペースですとか、トイレ、飲食関係、そういったものの、生命に直結する部分もございまして、今後そういった基準をクリアできるように、避難所の方向性も考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長が言われたスフィア基準というものに、意識をされているようにも思います。細かい数字が見えてないので何とも言えませんが。

その居住スペース、1人当たりのスペース、そしてトイレの数、そして、トイレの数に対して男性女性の比率、そういうものを改めてスフィア基準で示されている内容をお示しいただきませんか。

議長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

スフィア基準でございますが、一部抜粋にはなと思いますが、生活空間確保におきましては、1人当たりが3.5平米の居住スペースを確保するというふうに言われております。

トイレの確保、管理の面におきましては、災害発生後初期段階では、50人に1基、中期段階におきましては、20人に1基、女性と男性の割合としましては、3対1になるように、想定避難者数に応じて採用することとなっております。

また、生活用水の確保、スフィア基準としましては、入浴施設を50人の一つ設け、男女別に提供する等が明記されております。

以上でございます。

議長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 最後にしたいと思います。

昨年の猛暑の時期の、猛烈台風における避難所の設備対策として、エアコン設備の必要性、こういった質疑質問が複数の議員からあったと思っております。

そのときにも申し上げたはずですが、やはり避難所のエアコン設置を急ぐべしということを申し上げておりますけれども、この予算書を見る限り、関連予算が見当たりません。

優先順位をつけてでも検討すべきと申し上げておりますので、ぜひともこれはつけるべきと考えますが、なぜ当初予算にこれが計上されていないんでしょうか、お聞きをします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

以前にございました一般質問を受けて、危機管理室としまして、エアコンの設置がない指定避難所について調査を行いました。

その調査結果によりますと、7か所について、エアコンの設置がないと。その中には、各学校の体育館は含んでおりませんが、指定避難所では7か所ございません。

その指定避難所において、それぞれ耐震基準が不明ですとか、そういった部分もございますので、場合によっては山間地域であり、エアコンが要らないという地元のお話もございます。そういったところ、今後の検討課題かなというふうに考えております。

また小学校、中学校の体育館におきましては、エアコンを設置した際に断熱効果を上げるための断熱材の設置等が必要になってくるかと考えております。このことにつきましては、管理部門である教育委員会とも協議を行う必要がございますので、今後の課題というふうに捉えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 課題で片づけしないで、災害時の避難所のことですから、ぜひ協議を急いで、教育委員会と協議を急いで、設置個所を1か所でも2か所でも増やすように心がけていただくことをお願いして、質問を終わります。

議 長 次、47ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 続いてですけれども、県立上浮穴高校の振興対策について、お伺いをしたいと思います。

町内にある県立上浮穴高等学校の存続並びに活性化のためとして、平成12年度に上浮穴高等学校振興対策協議会を設立し、現在まで、県外公募による生徒の受入れや、高校の魅力化を図られてきていますが、協議会の運営状況及び成果についてお聞きをします。

議 長 (大西教育委員会事務局長を指名)

大西局長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず初めに、愛媛県教育委員会が策定しております県立学校再編整備基準に基づく取組について、少し御報告させていただきます。

現在、上浮穴高校は、魅力化推進校に指定をされておまして、この枠の基準が、入学生が30人以下の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合に、募集停止となる基準となっております。

上浮穴高校の令和6年度の入学生徒数は37名で、県の基準をクリアしてございます。

それから、来年度、これは見込みになりますが、現段階で42名の方が入学試験を受験される見込みとなっておりますので、おそらく来年度もこの基準はクリアできるかなというふうに思っております。

続きまして、上浮穴高校振興対策協議会としての取組でございますが、上浮穴高等学校の魅力化という取組の中で、現在、ドイツの林業海外研修、それから遠距離通学のコスト、それから資格取得検定などの補助を行っております。また、新入学生への就学支援金ということで、入学される1年生に対して、1人7万円の補助を行っております。

また、町としましても、この県外公募の生徒の受入れのために、寮整備、寮の運営、それからふるさと奨学金の支給、公営塾の開設などを行っております。

また、上浮穴高校としましては、大学や専門学校への進学を見据えた学力向上であるとか、様々な資格取得の支援、それから地域、それから地元の幼稚園、小中学校と連携した学校運営、こういったものに力を入れておまして、また町内外への情報発信を積極的に行っている状況でございます。

このような取組におきまして、学校の魅力化が図られておまして、現在、

町外からの生徒数の確保につながっているというふうに思っております。

現段階の上浮穴高校の町内、町外の人数ですが、約半数が久万高原町内の方で、半数が県外を含む久万高原町以外の方ということになってございます。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 次に、学生寮の運営事業について、お伺いをしたいと思います。

費用として、人件費、寮食費賄い材料費、寮運営業務委託料、そういうものがまだ諸々ありますが、その財源としては、使用料諸収入を充てているとされています。

寮費の収入は、予算上は1, 188万円見込まれていますが、1人当たりの寮費の算定根拠をお聞きいたします。

併せて、年当たりの起債償還額、これもお聞きしたいと思います。

議 長 （大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長 岡部議員の質疑にお答えします。

学生寮、星天寮と申しますが、今、議員さんが言われたとおり、今年度ベースで、大体1, 000万弱の収入ということになってございます。

寮費の設定の根拠でございますが、寮建設時、令和2年から寮の運営をしております、元年度に建築しておりますが、寮費を算定する際に、当時、愛媛県内で取り組まれていた、寮がある学校の寮費なども参考にさせていただくとともに、寮費で全て賄うというのは、なかなか厳しいところもございしますので、寮で食べていただく食事代、材料代程度はいただこうというところで、算定をいたしまして、当時、大体3万3, 000円程度が算定の数値でございましたので、それと併せまして、県内の幾つか両運営をしておりましたところが、大体3万円から3万5, 000円という金額で寮運営をしておりましたので、本町においても3万3, 000円が妥当というような判断をさせていただきまして、寮費を3万3, 000円とさせていただいております。

それから、起債償還につきましては、申し訳ございません、ちょっと把握ができておりませんので、総務課のほうで答えいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただいたと思います。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 やはりこの上高の振興対策の中の寮関係については、目玉として、町としても取り上げてつくられたものと認識しておりますが、物価高騰とか、あるいは寮生の負担が果たして可能なかどうかなのかということも踏まえながら、いつでも答弁ができるように、御準備だけはしていただかないと、ブラックボックスのようなことでは困ると思いますが。しっかり、これはまた答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

一人当たりの寮費には、食費が含まれてないという、今、説明——含まれていない、個人負担という説明されたんじゃないかなったでしょうかね。個人負担ということですよ。

個人負担という説明が間違いがないのであれば、ここに、予算の中に、寮の賄い費も含まれていますが、これは、賄い費というのは、どういう賄い費なのか。

寮生の食事代とは、全く無縁なものなのか、そこら辺り、またあと、電気代辺りも、どういうふうな、入れている、入れてないの関係あると思うのですが、そこら辺り、再度答弁いただけますか。

議 長 （大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長

岡部議員の質疑にお答えします。

すみません、先ほど私が答弁した内容が分かりにくい説明だったので、大変申し訳ございません。

現在設定しております3万3,000円の寮費の中には、食事代が含まれております。食事代を含めまして、3万3,000円を保護者の方からいただいております。

運営の中で、星天寮で朝御飯と夜御飯は寮で食事をとっていただいております。こちらは、朝御飯は地元の方の、主婦の方に委託をしまして、手作りをいただいております、夜のほうは、業者のほうに委託をさせていただきまして、提供をさせていただいております。

昼間につきましては、学校給食の余剰で、上浮穴高校さんに提供をさせていただいております。寮生については、朝昼晩の食事代込みで3万3,000円の設定でございます。

食材費につきましては、今申し上げたように、朝、それから夜それぞれ作っていただく分については、町が食材費を負担をさせていただいております。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

そしたら、改めてお聞きしますが、寮費3万3,000円の中には、食事代も含まれているということで、あと昼食の給食費については、これは個人負担。それも3万3,000円の中に入っているということですか。

なかなか、大変いい条件ですね。

ここで改めてお聞きしたいのですが、学生寮をつくったことによる、町民に還元できるメリットというのは、何なんでしょうか。

これは、副町長当たりにお答えいただきましょうか。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えしたいというふうに思います。

やはり一番大事なところは、寮建設のときには、やっぱり地元で高校を残そうといったところで、それを大きな目的に、高校生の確保といったところが目的だったというふうに記憶しています。そういうところで、やはり町の高校があることによって、町外からの高校生も多数来ていただける。そして、町内出身の高校生もそこで学ぶことができるといったところで、高校の活性化が、ひいては地域の活性化になっていくといったところでございます。

具体的には、今、ラボのほうで、放課後ラボとか、そういった地域に根ざした活動も、高校があるおかげでできているというところで、基本的には地域の活性化に十分寄与していただいているというふうに認識をしております。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の、起債の償還額について、答弁をさせていただきます。

元金が、年間1,440万円、利子が約18万9,000円となっております。

一応、償還の終了年限が、令和16年度で終了するというところでございます。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、教育委員会から答弁ございましたように、町は多額の費用を投じて、町営の学生寮を整備し、運営を行い、現在は県外公募等による多くの生徒数を確保され、目標としていた成果が現れているようですが、一方で、町内の広い地域からも、遠距離通学をされている生徒が多数おられる中、一部の保護者においては、学生寮を利用したいが、なぜ利用できないのかとの不満の声を私も聞きます。

町による寮の運営方針には、地元から通う生徒の要望は叶えられないんじゃないかな。

議 長 （大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、星天寮でございますが、建築、運営開始後5年が経過しております。令和2年、令和3年の運営開始時におきましては、当然、空きがございましたので、町内の遠距離の子どもさん、御希望があれば利用していただいております。

当時は、森林環境課で9名という枠の中で県外公募が行われておりました。その後、令和5年からですかね、普通科のほうも県外公募が始まりまして、定員が10名ということで設定で、30部屋寮を建築しておりましたが、枠以上の県外公募の状況になっておりまして、上浮穴高校さんも、一生懸命PRなどもいただきまして、県外から希望される子どもさんがかなり多くなっている状況の中で、現在はその定員10名が、県外の方ではほぼ埋まってしまうという状況になってございます。

寮建築時は、将来的なところの見込みというのも、十分ではなかったかもしれませんが、当然、9人の県外公募生プラス、若干、空きのところは遠距離の方というような運用もしたわけですが、現在はそういったところの状況の中で、どうしても限られた施設でございますので、優先順位でいくと、どうしても県外の方、そして県内で公共交通機関などを使って通学ができない方を、どうしても優先せざるを得ないというような状況がございますので、そういったことから、大変申し訳ないんですが、町内の御希望はあるのは十分承知はしておりますが、ちょっと今のところ、御利用いただけない状況になっているということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員

生徒が激減していく中で、存続に向けた時、その手前ぐらいから検討して、この寮をつくられたと思いますけれども。

この上浮穴高等学校の存続の根本的な考え方は、少子化の中で、若い世代の町外流出を抑えること。また、高校生を持つ町内保護者の経済的負担の軽減を図るために、町内の生徒が通える高校を残すことが、本来は本分かなと思います。

しかしながら、今お話をお聞きすると、言うたら申し訳ございませんが、県外の方で埋まってしまいましたと。通学の困難な方云々という、そういう対象を挙げられましたけれども、町内にも通学困難な生徒さんがたくさんいるんですよ。この町にあって、町外、県外の方を対象に、優先的にというのは、もうそろそろ通用しないんじゃないですか。

これだけ子供さんが減ってきてよるのに、これがこの町の教育ですか。

今おっしゃられたことなんて、全く町内の子供を持つ保護者の方の意見なんか、存在なんか、無視してますよ。県外優先じゃないですか。寮を建てるときの考え方をそのまま今も残しとるでしょう。

ですから、町内の子供さんのことは頭の中にないんでしょう。ですから、やむを得ず松山に出て行っても仕方がない。出て行ったら帰ってきませんよ。

それを教育委員会がずっとやっているんです。今もそういうふうに思われている、はっきり言われた。私の認識が違うんでしょうかね、これ。

県外から来ていただいている生徒を大事にすることも必要だと思いますよ。この町に残り、地元の高校に通う生徒のことを第一に考えた取組が、もっと私は大事だと思います。県外の方のために建てた高校ですか。

町の子供のことを思うとした、今後の振興対策の方向性は、果たして地域の子供を持つ保護者の方のためのことを思っているんでしょうか。教育長、はっきり答弁してください。

議 長

(住野教育長を指名)

教 育 長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

岡部議員言われますように、今、上浮穴高校の存続の根幹というものは、町

議長

県外公募につきましては、その取組、そういったものは一つの、一定の効果、成果というものは今、出ているわけですが、この取組というものを継続はしていきたいと考えております。継続をしながらも、やはり今後、町内から多くの子供たち、生徒が上浮穴高等学校を受験をしてくれる。そして、この上浮穴高等学校で頑張ってくれる、そういうような魅力的な学校づくりに向けて、様々な高等学校との連携を深めていきながら、小学生、中学生、そういったふうな関わりを、これからも取組として取り入れながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(午後 2 時 2 0 分)

議長

(午後 2 時 3 0 分)

岡部議員

— 90 —

趣旨と乖離することと合わせて、地元高校で3年間過ごすことで、卒業後に町内に残る機会が失われることにもなりかねません。

今、町として、子育てをする保護者が地元の高校進学を諦めることにならないよう、保護者の切実な声に向き合い、遅れることなく、振興対策協議会にしっかりした提言ができるよう、教育長のほうで、町長ともしっかり協議しながら前進していただきたいと思いますが、教育長、答弁できますか。

議 長 (住野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

町におきましては、町内の優秀な子供、生徒が地元に残ると。そして、上浮穴高校に進学できるように、今現在もふるさと奨学生、そういった制度を創設しております。

上浮穴高校に在学する3年間、そういった小学生1人当たり、大体月1万円というふうな奨学金を支給して、将来を担う子供たちの育成に、現在、取り組んでいるというところでございます。

議員御指摘のとおり、高校進学を選択に関しましては、子供たちの将来を見据えた大事な選択だというふうに考えておりますので、一定数の町外への高校への進学はやむを得ないとしても、やはり上浮穴高校のますますの魅力的なものの、そういったものをしっかりと受け止めて、自分は高校に行きたい、上浮穴高校に行きたいんだというふうに思っただけのように、町としても、町長と相談をして、できる限り、子供たちが高校に行けるように、また遠くから通学を希望している子供たちにつきましても、寮の運営面において、開所当時、空きスペース等もございました関係で、その際はそういった地元の高校生にも、そういった利用もできていたという現実もありましたので、その寮の空きスペース等のことも検討しながら、今後の利用につきまして、町全体で検討していきたいというふうに、早急に検討したいと考えております。

議 長 47ページ、ありませんか。

	(なしの声)
議 長	次、４８ページ。
	(大原貴明議員を指名)
大原議員	４８ページですが、引き続いてになりますけれども、上高の振興対策の事業について、お伺いしたいと思います。 公営塾の運営の支援業務委託料、本年度も予算が組まれております。今年度の夏から始めて、１年目が終わろうとしているのですが、運用してみて、生徒さんや保護者の皆さんからどのような評価を受けているか、教育委員会のほうでつかんでいるようでしたら、御説明いただきたいと思います。
議 長	(大西教育委員会事務局長を指名)
大西局長	大原議員の質疑にお答えします。 先ほど、御質問のございました公営塾につきましては、令和６年６月から開始をさせていただいております。 生徒さんにつきましては、６月の開校時、上浮穴高校の生徒さんで９名、希望がございまして、当時といいますか、６月時点では４教科でスタートをいたしました。 この９名の方は、どの教科でも受けることができるという中で運用してまいりまして、若干の、町内で御指導をいただける先生方を業務委託で雇わせていただいております関係がございまして、御都合で辞められたりとした方もいらっしゃいまして、４教科あったものが、現在は２教科、英語と数学で継続して実施をしています。 英語が、現在で５名、数学は３名というところで運営をしています。 先生方がお１人ずつでございますので、たくさんの人数というのは、なかなか指導も難しいところがございますし、夕方から夜間の業ということで、部活動であったり、家庭の事情であったりというところで、多くは来られていない

という現状もございます。

この利用いただいている方の意向でございますが、当時、学力のレベルアップを図る業というようなことで、開校をさせていただいておりまして、ここに来られている子供たちは、真面目に来られておりまして、徐々にレベルアップしている状況もございますので、一定の成果はあったというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 これ、ちょうど1年ぐらい前か、昨年の2月ぐらいの全協あたりで、公営塾、今年から始めますよというような説明が、議会のほうにもあったと思うのですけれども。

その当時、多分、議会の皆さんは、上浮穴高校からさらに上部の学校へ、大学へ進学が増えるというような形で、希望した生徒の学力を底上げして、それが上高の魅力化を図られることになるのかなと、私自身も思っていましたし、何人かそういうふうに思っておられた議員さんもいらっしゃると思うのですけれども。

いざ実行の段階になったときに、この公営塾は学び直しのある場であるというような形で、何かちょっと路線変更が図られたというような形があったと思います。

その中で、カリキュラムの中で、地域学というものを、入り込んでやっていただく。これは当然、大学進学には関係はないことかもしれないですけれども、郷土愛であったりとか、地域をこれからどうしていくかを学ぶということで、恐らく学校と教育委員会のほうが御相談してやられたと思うのですけれども、現在、地域学は休講されているというふうに聞いております。

1年運営される中で、そういった形で、休講したような講座もあるのであれば、もう一度、生徒であったりとか、あるいは今の中学生の受験生を抱えている、来年受験するような親の皆さんから、何が魅力につながるのか。この公営塾は何があれば、私らの子供たちは行かせたいんだ、私は上高でやりたいんだ

というふうになるか。

公営塾の在り方自体は、1年たってみて、しっかりと検討して、どんどん磨き上げていくことが魅力化になると思うのですけれども、その辺り、新年度に向けて、何か新しくてこ入れをするような形、あるいは話を聞くような計画は持たれているのか、お伺いをいたします。

議 長 (大西教育委員会事務局長を指名)

大西局長 大原議員の質疑にお答えします。

先ほど御指摘があったとおり、地域学につきましては、6月からしておりますが、もともと生徒さんは少なかった状況はあるんですが、地元根づいた、地元の歴史であるとか、地元の文化財とか、そういったところの地域学というところの部分と、子供さんが思っていた内容と、少しすれ違いと言いますか、こちらの説明不足もあったかもしれませんので、そういったところから受講生がいなくなったということもございまして、現在、休校という形になってございます。

来年度の取組でございしますが、先ほど来お話があったとおり、やはりそのPRといいですか、公営塾のよさというのが、なかなか伝わっていない状況もあるかと思います。その辺りは、上浮穴高校さんとも連携をとりまして、しっかりと保護者に分かるように、伝わるように説明をさせていただいて、内容的にはレベルアップを図るという、公営塾には変わらないわけですが、トップ、大学を目指すところは、上浮穴高校さんがしっかり取り組まれるというところでございますので、町としましては、底辺のレベルアップに特化した公営塾の運営をしていきたいと思っております。

来年度の、またこれ内部の検討でありますとか、上浮穴高校さんとのお話にもよるわけですが、できれば町内の方にそういったことも知っていただきたいというところと、特に、地元の中学生とかが上浮穴高校に進学するための一つのきっかけになるかなというところで、オンライン的なことで、町内に配信できるような、オンラインでも参加できるような塾の取組であるとか、今、上浮穴高校の敷地内で、夕方、公営塾をしておりますが、月に何回かは中央部分、

例えば町民館であるとか、産文とか、そういったところで、出張公営塾のような形で、町民さんが見に来れるとか、子供さんが見に来れるとか、そういったような取組もしていきまして、少しずつ知名度も上げていきまして、充実した公営塾の内容になるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 49ページ。ありませんか。

(なしの声)

議 長 50ページ。ありませんか。

(なしの声)

議 長 51ページ。

(なしの声)

議 長 52ページ。

(なしの声)

議 長 11款災害復旧費。
52ページ。ありませんか。

(なしの声)

議 長 12款公債費。

(なしの声)

議 長

14 款予備費。

(なしの声)

議 長

全体を通して質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

戻ってよろしいですか。1 点聞きたいのを忘れてたんですけれども、それもよろしいですか。全体、よろしいですか。

ちょっと1 点、聞きたかったことを忘れておりました。35 ページの4 款にちょっと戻っていただきたいんですが。

へき地医療対策費としまして、診療所の業務補償の負担金、今回1, 500 万円の予算が組まれております。

昨日の一般質問でもあったと思いますけれども、町内とにかく広い範囲で、医療というのは非常に大事であると。訪問看護であったり、訪問診療、在宅医療が大事だという話もあったと思いますけれども、特にこのへき地医療、周辺部の医療に関しては、これはもう命に直結することでもあるし、救急車も御三戸にしかない、それから、この久万地区しかないということで、命に関わることはしっかりと、これからどうしていくか、検討していく場が必要だと思います。

今日の新聞でも、今治地区でオンライン診療が開始をされるというような記事も出ていましたけれども、そういうものが可能かどうかも含めて、町の全体の医療をどうしていくかという場は、もう新年度からしっかりと検討していく場は、ぜひ設けていっていただかなければ、町民の命は守れないというふうに考えるんですけれども、この辺り、全体的な考えで、そういう場を設けるおつもりがあるのかどうか、新年度、お伺いをしたいと思います。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

大原議員の質疑にお答えしたいと思います。

この件につきましては、以前からも議会のほうから、今、提案があった地域全体の医療をどうしていくかというところを議論する場というところ、意見をいただいております。

本年度も、開会を予定しておりましたけれども、なかなか、正直申し上げて、この医療の課題というのは、かなり広くて深いといったところで、今も町内全域での医療の在り方といったところの持ち方、それからもう一点は、今言いましたように、へき地医療といったところも、個別具体的にも、実際に今、役場内でも検討をしているところはございます。

そういったところは、また今後、議員にも説明しながら進めていきたいというふうに思いますし、地域全体での医療の在り方、それに加えて、新しい技術の可能性、そういったところを含んだ会というのは、早急に持っていきたいというふうに思っております。

すみません、少し準備が整っていないというところではあるんですけれども、そこは意識して進めていきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様にも、いろんな御意見をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長

ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。。

(西村総務課長を指名)

西村課長

失礼します。

生活路線バスの関係で発言いたしました部分に、一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議 長

はい。

西村課長

失礼いたします。

議案概要書 29 ページのところで、岡部議員から、生活路線バスの運賃の関係について質疑を受けました。古味岩川線、約 66 万程度。久万落出線について、三千何がしと申し上げましたが、正しくは 350 万程度となります。

訂正しておわびを申し上げます。

議 長

いいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

間違いは訂正で仕方がないと思うのですが。総務課長のほうで、350 万を 3,500 万などという答弁は、立場上、これは許されないんですよ。我々だって真剣に聞いているんですよ。

だから、数字の誤りだけは、まず間違いないようにやってください。概要書についても、見れば見るほど、結構、いろんなところの記載誤りが見られますから、これは何遍も申し上げておるとおり、人的なチェックだけでは難しい。

副町長が言われたように、しっかりとチェックができるように、そしてしっかりした答弁、数字の間違いがないように、心がけていただきたいと思います。

終わります。

議 長

お諮りします。

議案第 29 号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第28、議案第30号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一般被保険者の高額療養費について、お聞きをします。

高額療養費を利用されている方の件数及び多数該当を利用されている件数を、併せてお聞きをします。

議長 (菅 住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

高額療養費の利用件数ですが、令和5年度になりますが、1年間で1,082件でございます。

それからもう一つ、多数該当件数につきましては、令和6年の1月から12月までで266件となります。

以上でございます。

議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	高額療養費の対象となる自己負担額は、受診者別、医療機関別、入院・通院別で算出をされ、適用区分の上限額を超えた額が、対象するという認識を持っております。 非常に分かりにくい対象の上限額のようにすけれども、現状 70 歳未満と 70 歳以上の方に係る対応について、お聞きをしたいと思います。
議 長	(菅 住民課長を指名)
菅 課長	岡部議員の質疑にお答えします。 高額療養費ですが、確かに非常に分かりにくいこととなっております。 まず、70 歳未満の方につきましては、同じ月内に受けた 2 万 1,000 円を超える病院ごとの自己負担額を、世帯全員分合計しまして、自己負担限度額を超えた額が対象となります。 70 歳以上の方につきましては、同じ月内に受けた保険診療の自己負担額において、個人ごとに外来での限度額を超えた額を高額療養費として計算し、次に世帯単位で自己負担額を合計し、入院と外来を合算した限度額を超えた額について、支給をされることとなっております。 以上でございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	今言われましたが、その療養を受けた月以前の 1 年間、いわゆる 12 か月に同一世帯、被保険者とその家族になりますけれども、3 か月以上高額療養費の支給を受けた場合は、4 か月目から多数該当となり、自己負担額が軽減されますが、継続して軽減が受けられないケースというのは、どのような場合を想定されていますでしょうか。
議 長	(菅 住民課長を指名)

菅 課長

岡部議員の質疑にお答えします。

国保の高額療養費における多数該当の判定におきましては、世帯の継続性が判断基準となります。単なる住所移動、転入転居など、一つの世帯内で完結する移動の場合は、世帯の継続性が認められ、継続して軽減が受けられます。

世帯合併や世帯分離など、一つの世帯で完結しない住所移動で、かつ世帯主の変更がある場合には、世帯の継続性が認められず、継続して軽減が受けられないケースとなります。

また、県内からの転入は世帯の継続性が認められますが、県外からの転入は継続性が認められず、継続して軽減が受けられないケースとなります。

以上でございます。

議 長

岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

最後にしたいと思います。

現在進行形の議論として、高額療養費の対象となる適用区分ごとの上限額が引き上げられた場合、当然のことながら、国保利用者の多いこの町では、個人の医療負担額は増えていくことになっていきますが、その場合、町として、何らかの対応を検討される方向性をお持ちでしょうか。

副町長にお聞きします。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今、岡部議員も言われましたように、国で制度設計といいますか、議論されておりますので、その辺りのところが、まだはっきり見えていない部分もあります。

そこら辺り、しっかり見極めさせていただいて、今、質問のあった内容について、それを踏まえて、検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第30号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第29、議案第31号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第３１号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長

日程第３０、議案第３２号「令和７年度久万高原町後期高齢者医療保険事業
特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第３２号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第３１、議案第３３号「令和７年度久万高原町介護保険事業特別会計予
算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第３３号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 3 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 3 2、議案第 3 4 号「令和 7 年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 3 4 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 3 4 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 3 3、議案第 3 5 号「令和 7 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予

		算」を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
		(小野林業戦略課長を指名)
小野課長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を行います。
		質疑される方はございませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		議案第３５号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。
		したがって、議案第３５号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長		日程第３４、議案第３６号「令和７年度久万高原町立病院事業会計予算」を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
		(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (森 博議員を指名)
森 議員	ただいまの説明で、町立病院の今後の診療体制につきまして、整形外科は現在、第1、第3、第5の火曜日、午後の診療となっております。しかし、4月からは、担当医師の確保ができなくなり、休診状態になると聞きました。 実情をお伺いいたします。
議 長	(沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長	森議員の質疑にお答えをしたいと思います。 御指摘のとおり、町立病院の整形外科につきましては、この3月末をもって休診となります。医師を派遣いただいております愛媛大学医学部の事情によりまして、4月以降の派遣が困難となっております。 以上でございます。
議 長	(森 博議員を指名)
森 議員	今の説明が事実であれば、高齢者の多い本町の町民は、整形受診のために、町外に行かなければならず、非常に不便となります。 また、大幅な収入減少が見込まれ、病院経営にとっても大変痛手になると思います。 7年度の当初予算では、収入、支出とも6年度より5.4%の増額予算としておりますけれども、そういったことがあるのであれば、達成は難しいのではないかと思いますけれども、一応、当初予算ですので、4月からの休診では

なく、予定どおりの診療を行った上で、こういった増額予算となっているのでしょうか、お聞きいたします。

議 長 （沖中病院事業等統括事務長を指名）

沖中事務長 森議員の質疑にお答えをしたいと思います。

御指摘の通り現在、第1、第3、第5火曜日の午後、整形外科の診療日になっておりますが、多くの患者様がいらしてございまして、4月以降、患者様に御迷惑をおかけすると同時にまた、町立病院事業の今後の運営においても、影響を心配しているところでございます。

今後につきまして、まず、現在、整形外科を受診されている患者様につきましては、可能な限り、町立病院のほうの外科医師により対応するというようにしておりますが、個別に患者様がどうしても専門医にかかりたいという場合もございますので、御本人の御意向を確認した上で、町外の整形外科への紹介等、もう既に行っております。

一方で、医師の確保という問題につきましてですが、愛媛県医師会が運営いたします求人サイト、プラチナドクターバンクというサイトで募集をしているほか、個別に人脈等を頼って、お願いをしておる状況ですが、なかなか全国的な医師不足という状況でございまして、中でも整形外科医も同様の状況でございますので、残念ながら、現在、めどは立っておりません。

町立病院、まだ久万高原町内におきましても、今後も整形外科のニーズは高いと思われましたので、引き続き外科医師での対応等により、患者様の利便性の低下、こちらについても、できるだけ緩和をしつつ、また根気強く医師の募集も行っていかなければならないと思っております。

また、予算につきましての御指摘がございましたが、予算につきましては、目標を達成すべく努力をしていくしかないというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 医師の確保の問題ですけれども、整形は愛大からの派遣で、今まで対応されていたということで、その派遣がしてもらえなくなったということだと思うんですけれども、愛大からの医師の派遣につきましては、眼科等も、今していただいていると思います。今まで、医師の確保は愛大とのつながりで、何とか保った部分もあると思いますので、今後、愛大との縁が切れることのないよう、努力していただけたらと思います。

それと、整形に関しましては、かつて愛大の先生が来る前は、民間の医師が派遣されていた時期もあると思います。早急に愛大の先生が確保できない場合は、そういった対応も、また早急に、確保の打診をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 森議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、愛媛大学が難しいという状況ではございますが、それぞれの医師でありますとか、医療技術者、それぞれの人脈がございますので、それぞれで個別にあたっていただいております。

ただまあ、申し上げましたとおり、現在のところ、見つかっておりません。

愛媛大学につきましても、院長と一緒に医学部のほうに出向きまして、お願いもしておるわけですが、なかなか外科全般的に、医局のほう自体、医師不足という状況で、整形外科につきましては、派遣は厳しいという状況です。

ただ、ほかの診療科等につきましては、引き続き、派遣をいただけるということでございますので、引き続き、愛媛大学医学部との関係は大差ないように、関係性を図っていきたいと考えております。

また、繰り返しになりますけれども、整形外科の先生につきまして、引き続き、募集の努力は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

		(なしの声)
議 長		質疑を終わります。 お諮りします。 議案第 3 6 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 3 6 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長		ここでしばらく休憩いたします。 (午後 3 時 3 7 分) 4 5 分まで休憩します。 (休 憩)
議 長		休憩前に引き続き、会議を行います。 (午後 3 時 4 5 分)
議 長		日程第 3 5、議案第 3 7 号「令和 7 年度久万高原町立老人保健施設事業会計 予算」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (沖中病院事業等統括事務長を指名)
沖中事務長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 37 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長

日程第 36、議案第 38 号「令和 7 年度久万高原町簡易水道事業会計予算」
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

	お諮りします。 議案第３８号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第３８号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第３７、議案第３９号「令和７年度久万高原町下水道事業会計予算」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (猪上建設課長を指名)
猪上課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	上水道、下水道両方の会計を見ますと、６億を超える赤字が出ておると思いますが、今後、災害対応あたりも、財政調整基金あたりを使ってやるんであろうと思いますが、そこら辺、対策はできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。
議 長	(西村総務課長を指名)

西村課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

財政調整基金の関係でございますが、財政調整基金、今現在、３０億程度というふうな状況でございます。

今日の愛媛新聞にも載っておりましたが、西予市での財調の問題もございますので、今後、必要な事業に必要な財政調整基金を充てるところで、対応していきたいというふうに考えておりますし、下水道、上水道、生活のインフラに重要な、必要な施設というふうにも認識しておりますので、関係各課と協議しながら、それぞれの財政調整基金の充当について、対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第３９号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第３８、議案第４０号「久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第40号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第39、議案第41号「久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について」を議題します。
提案理由の説明を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき説明

議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第４１号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４１号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	日程第４０、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 お諮りします。 議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第７５条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思いますが、御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定いたしました。

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員